

「農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正案に対する意見・情報の募集」の結果について

令和3年8月17日
農林水産省消費・安全局

「農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正案」（以下「案」という。）について、令和3年6月3日から6月23日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して9名の方から11件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見のうち、今般の通知に関する御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

御意見を踏まえ、案の一部を修正した上で発出することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室
電話：03-3502-8111（内線4503）